

## 入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書及び契約書案並びに発注者が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書「5 入札説明書等に関する質問」に記載の手順で問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換え又は撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、以降の入札に参加することはできない。
  - (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
  - (4) 入札書が所定の場所及び日時に到着しない入札
  - (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札  
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
  - (9) 日付がない入札又は日付に表記誤りがある入札
- 9 入札は本人又は代理人によって行われることになるが、代理人の場合は、委任状を提出すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、直ちに再度の入札を行う。このとき開札に入札者又はその代理人が立ち会っている場合で、再度の入札に参加する意思のないときは、入札書に辞退の旨を記入し入札（開札）執行者に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札書は県の定める様式によるものとし、入札書はあらかじめ用意しておくこと。